

北海道循環型社会形成の推進に関する条例（仮称）制定の背景・経緯

分野別の現状と課題

3
R
の
推
進

一般廃棄物のリサイクル率が全国平均に比べ低い

リデュース・リユースの取組が弱い

3Rに向けた各主体の自発的な取組を促すことが必要

再生品は価格が高く、原材料の安定的な確保が難しい

再生品の積極的な利用に向けた動機付け・仕組みづくりなどが必要

*3R：リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再利用）

適
正
処
理
の
推
進

不法投棄などの悪質化・広域化

不適正処理の早期発見・早期対応や優良事業者の育成が必要

地域環境の保全や安全・安心なくらしの確保

道外廃棄物の搬入規制や住民理解を得た廃棄物処理施設の整備が必要

バ
イ
オ
マ
ス
の
利
活
用

賦存量の地域的偏在や利用施設の整備など

地域特性に応じた利活用システムの構築が必要

生ごみや家畜ふん尿等の利用拡大

複合利用による需要や利用用途の拡大が必要

リ
サ
イ
ク
ル
関
連
産
業
の
振
興

再生品の利活用が低迷

認定製品の普及拡大や公共事業などによる積極的な利用が必要

コストが高く原材料の安定的な確保が困難

市場・販路の確保や競争力の向上、産学官の連携による人材育成・技術開発が必要

制度的枠組みのあり方について諮問

制度的枠組み(19.4.25審議会答申)

制度的枠組みの必要性

道民や事業者などの各主体が3Rや適正処理を意識し実践するなど、より積極的にその役割を果たすための制度的な根拠が必要

これまでの要綱・要領等に基づく取組では限界があり、今後、廃棄物の発生・排出抑制や適正処理、バイオマスの利活用やリサイクル関連産業の振興などを強力に推進し、循環型社会の形成をより一層加速していくためには、実効性の高い施策誘導や拘束力・抑止力のある法的な措置が必要

制度的枠組みの考え方

各主体の役割や循環型社会推進基本計画の位置付けの明確化
3Rや適正処理に向けた道民や事業者などの積極的な取組の推進
不適正処理を未然に防止するため、優良事業者の育成や一定の規制を行うとともに、強制力のある措置を可能にすること
循環資源利用促進税の有効活用により、施設整備や研究開発など事業者による取組を加速し、リサイクル関連産業等の展開を支援

条例の制定が有効

条例骨子について
諮 問

条例骨子(19.12.27審議会答申)

道・事業者・道民の責務を規定

循環施策の基本となる事項を規定

廃棄物の適正な処理のために必要な事項を規定